データ資料38 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数

			水質活	濁防止法	に其っ	づくもの		瀬戸	カ注の)適用を引	引ける:	もの(声	掲)
法施行令別表第1		平均排		平均排		- \ UV						5の(円	1년)
	業種名又は特定施設名	が 30 又	は 50	が 30 又	は 50	小				平均排 が30	小里/日	小	≢∔
の番号			未満			٠,٠,	a I			以上の		7),	п
1	鉱業	の も	0)	のも	の	1							
າ 1 0 2	<u>郵未</u> 畜産農業	316				316							
2	畜産食料品製造業	40		12		52				6		6	
3	水産食料品製造業	83		1		84				1		1	
<u>4</u>	保存食料品製造業	159		6 3		165		1		5		6	
8	みそ・醤油等製造業 パン・菓子製造業	63 29		3		66 32				3		3	
9	米菓製造業	20				20				Ŭ			
10	飲料製造業	58		8		66				4		4	
11	動物系飼料等製造業	5				5							
12 14	<u>動植物油脂製造業</u> でん粉製造業	5 2				<u>5</u> 2							
16	めん類製造業	63		3		66				2		2	
17	豆腐等製造業	259		4		263				2		2	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	3	٥ ،	1	- \	4	44.			1	- \	1	- \
19 20	<u>紡績業等</u> 洗毛業	342 (1	6)	20 (5)	362 (1	11)			13 (5)	13 (5)
21	化学繊維製造業	-		2 (1)	2 (1)			1(1)	1(1)
21 0 3	合板製造業	1		1	. ,	2				- 1	. ,		
22	木材薬品処理業	4 (3)			4 (3)						
23	パルプ・紙等製造業 新聞・出版・印刷・製版業	27	0 /	4 /	1)	27	2 /	1		4 /	1 \	4 /	4 \
<u>23の2</u> 24	新聞・山阪・印刷・製阪業 化学肥料製造業	15 (1 (2)	1(1)	16 (2 (3)			1 (1)	1 (1)
26	無機顏料製造業	' '	. ,	' \	• ,	۷ (
27	その他無機化学工業製品製造	6(4)			6 (4)						
28	カーパ・仆法アセチレン誘導品製造業	1											
30 31	発酵工業 メタン誘導品製造業	1		1		1 1							
32	有機顔料等製造業	1(1)			1(1)						
33	合成樹脂製造業	2 (1)	1		3 (1)			1		1	
34	合成ゴム製造業	1 (1)			1(1)						
39 43	硬化油製造業			1		2 1				1		1	
43 44	写真感光材料製造業 天然樹脂製品製造業	1		I		1				-			
46	その他有機化学工業製品製造	4 (1)	4 (1)	8 (2)			2(1)	2(1)
47	医薬品製造業	5 (2)			5 (2)						
50	試薬製造施設	1 (1)			1 (1)						
<u>51の2</u> 52	<u>自動車用タイヤ等製造業</u> 皮革製造業	2				2							
53	ガラス等製造業	6(3)	4 (4)	10 (7)						
54	セメント製品製造業	46 (43)		.,	46 (43)						
55	生コンクリート製造業	76 (52)	5 (1)	81 (53)			2 (1)	2 (1)
56 58	有機質砂かべ材製造業 窯業原料精製業	1	1)			1 (1)						
59	杰未以作用表来 砕石業	8(1)	2		10 (1)			2		2	
60	砂利採取業	48 (1)	1		49 (1)			_			
61	鉄鋼業												
62	非鉄金属製造業	2(2)	7 (4 \	2(2)			4./	4 \	4 /	4 \
63 63の2	金属製品製造業 空びん卸売業	13 (5	7)	7 (4)	20 (6	11)			4 (1)	4 (1)
63 <i>0</i> 3	石炭を燃料とする火力発電所	3		1(1)	1(1)			_			
64	ガス供給業	1 (1)	Ì		1 (1)						
64の2	水道施設	9	20. /	7	10.)	16	44 \	2		6	0 ,	8	0 ,
65 66	酸・アルが表面処理施設 電気メッキ施設	64 (11 (29)	15 (5 (12) 5)	79 (16 (41) 12)	-		10(8)	10(8)
66の2	旅館業	1421	')	58 (1)	1479 (12)	3		18	<u>- 1</u>	21	ر ۲
66の3	共同調理場	5		2		7				2		2	
	弁当仕出・製造業	18	, .	9		27	•			5		5	
<u>66の5</u> 67	飲食店洗たく業	28 (403 (1)	17 (7 (1)	45 (410 (2)	3 (1)	9 5 (1)	9 8 (2)
68	洗にく業 写真現像業	403 (23)	/ (1)	410 (24)	3(1)	5 (1)	0 (۷)
68 ග 2	病院(300床以上)	8		6 (1)	14 (1)			6 (1)	6(1)
69	解体施設	2				· · · · · ·							
69 <i>0</i> 3	地方卸売市場		4 \	1		1	4 \			-			
<u>70の2</u> 71	自動車分解整備事業 自動式車両洗浄施設	437 (1)	1 (1)	7 (438 (1)	1		1(1)	2(1)
71 71の2	試験研究機関	64 (46)	11 (9)	75 (55)	1(1)	5(4)	6(5)
71の3	一般廃棄物処理施設	15	7)	2 (1)	17 (8)			2(1)	2 (1)
71の4	産業廃棄物処理施設	6 (1)	2 (1)	8 (2)			1		1	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は	19 (17)	1		20 (17)			1			
72	ジクロロメタンによる洗浄施設 し尿処理施設	8 (2)	146 (5)	154 (7)	2 (2)	49 (2)	51 (4)
73	下水道終末処理施設	0 (۷)	_	15)	36 (15)	۷((۷	+3(۷)	JI (4)
74	共同排水処理施設	6		2		8				1		1	
	浄化槽(201~500人槽)	192 (2)	68	70 \	260 (2)	15.1		175 :	00 ;	40-	01.
台	計 以外の特定事業場については、	4494 (492 (4986 (345)	13 (4)	175 (30)	188 (34)

⁽注) 1 淀川流域以外の特定事業場については、50 / 日以上のものとそれ未満のものとに分けています。2()内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。3 指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。